平成２９年（再イ）第２０号
福岡県春日市岡本６丁目70番地１　エスポワール・ソワ105号
再生債務者　松山　勇介
１　決議に付する再生計画案　平成29年４月３日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年５月８日
３　再生計画案に対する回答期間　平成29年５月８日まで
平成29年４月13日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（再イ）第２５号
福岡県福津市中央４丁目18番16号
再生債務者　田中　善一
１　決議に付する再生計画案　平成29年４月７日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年５月８日
３　再生計画案に対する回答期間　平成29年５月８日まで
平成29年４月13日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（再イ）第７号
兵庫県三田市東本庄1753番地
再生債務者　森本　亜希
１　決議に付する再生計画案　平成29年４月13日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年５月12日
３　再生計画案に対する回答期間　平成29年５月12日まで
平成29年４月14日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２８年（再イ）第２６号
香川県高松市勅使町929番地１レオパレスラフィーネ103
再生債務者　大西　翔
１　決議に付する再生計画案　平成29年３月27日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年５月12日
３　再生計画案に対する回答期間　平成29年５月12日まで
平成29年４月14日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（再イ）第３２号
岡山市北区足守280番地12
再生債務者　川口　亮
１　決議に付する再生計画案　平成29年３月９日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年５月15日
３　再生計画案に対する回答期間　平成29年５月15日まで
平成29年４月17日
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（再イ）第２号
山口市赤妻町９番３―302号
再生債務者　安田真由美
１　決議に付する再生計画案　平成29年４月７日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年５月15日
３　再生計画案に対する回答期間　平成29年５月15日まで
平成29年４月17日　山口地方裁判所

平成２９年（再イ）第１号
愛媛県松山市鷹子町804番地１　サーパス鷹子弐番館101号
再生債務者　竹内　清見
１　決議に付する再生計画案　平成29年４月12日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年５月15日
３　再生計画案に対する回答期間　平成29年５月15日まで
平成29年４月17日　松山地方裁判所民事部

平成２９年（再イ）第５号
神戸市西区玉津町今津496番地の１
再生債務者　石原　慎也
１　決議に付する再生計画案　平成29年４月４日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年５月18日
３　再生計画案に対する回答期間　平成29年５月18日まで
平成29年４月17日
神戸地方裁判所明石支部再生係

小規模個人再生による再生計画取消

平成２４年（再イ）第８４号
福岡県糟屋郡宇美町光正寺３丁目10番25号
再生債務者　梶原　竜二
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成24年10月11日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成29年４月13日
福岡地方裁判所第４民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２８年（再ロ）第１号
熊本県山鹿市鹿本町来民2214番地９　グリーンハイム202
再生債務者　大塚　健人
１　意見聴取に付する再生計画案　平成29年３月28日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成29年４月25日まで
平成29年４月11日　熊本地方裁判所山鹿支部

平成２９年（再ロ）第１号
川崎市高津区久末468番地１　クオス日吉台レジデンシャルヒルズ　102
再生債務者　小泉　崇一
１　意見聴取に付する再生計画案　平成29年４月３日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成29年５月１日まで
平成29年４月17日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（再ロ）第２号
群馬県前橋市城東町１丁目29番地１
再生債務者　長倉　啓一
１　意見聴取に付する再生計画案　平成29年３月27日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成29年５月８日まで
平成29年４月17日
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（再ロ）第３号
群馬県前橋市城東町１丁目29番地１
再生債務者　長倉美由紀
１　意見聴取に付する再生計画案　平成29年３月27日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成29年５月８日まで
平成29年４月17日
前橋地方裁判所民事部破産再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２８年（再ロ）第５１号
大阪府寝屋川市打上中町11番13―203号
再生債務者　お菓子のアトリエうぐいすベリーこと　上坂　康一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成29年４月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年４月14日
大阪地方裁判所第６民事部

総務省共済組合定款の一部変更について

総務省共済組合定款（平成13年１月６日制定）の一部を次のとおり変更する。
平成29年３月31日
総務省共済組合代表者
総務大臣　山本　早苗

第28条第１項の表中「38.9/1,000」を「35.90/1,000」に、「4.27/1,000」を「6.00/1,000」に、「77.8/1,000」を「71.80/1,000」に、「8.54/1,000」を「12.00/1,000」に改め、同条第２項の表中「38.9/1,000」を「35.90/1,000」に、「4.27/1,000」を「6.00/1,000」に改め、同条第３項中「0.96/1,000」を「1.09/1,000」に改める。

附　則
１　この変更は、平成29年４月１日から施行する。
２　変更後の第28条第１項から第３項までの規定は、平成29年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。